

サラブリボンの会 会則

(名称)

第1条 この会は、「サラブリボンの会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、NPO 法人サラブリトレーニング・ジャパン（以下、当法人という。）の活動趣旨に賛同し、引退競走馬のセカンドキャリアを支援する活動のひとつとして、当法人所属の馬を継続的並びに直接支援していくことを目的とする。

(会員の定義)

第3条 会員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) サラブリボンフレンズ会員

この会の活動趣旨に賛同して入会した個人（以下、「フレンズ会員」という）とする。

(2) レジーフレックス号ファンクラブ会員（旧フレンズホース会員）

この会の活動趣旨に賛同して入会し、レジーフレックス号を支援するための会費を納入している個人（以下、「RFC 会員」という）とする。

(入会)

第4条 フレンズ会員、RFC 会員いずれも入会時に専用の申込フォームにて、会費の額及び必要事項を入力し、入会申し込みを行うものとする。

2 フレンズ会員と RFC 会員について、一人の会員が掛け持ちすることは差し支えないこととする。

(会費)

第5条 会員は、会員の種類に応じ、次の各号に掲げる会費を納入しなければならない。

(1) フレンズ会員は、一口 1,000 円を毎月支払うものとし、複数口も可とする。

(2) RFC 会員は、一口 5,000 円を毎月支払うものとし、複数口も可とする。

(3) 既に支払われた会費は返還しないものとする。

(4) フレンズ会員、RFC 会員とともに、納めた会費は税金控除の対象にはならない。

(退会)

第6条 会員は事務局が定める方法で退会届を提出し、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 住所、氏名の変更等により送付物が届かなくなった者については、会員を継続する意思がないものとして会員登録を抹消とする。ただし、再登録の申し出あれば会員として再登録できるものとする。
- (3) 会費未納期間が2カ月に達したとき。
- (4) 本人が死亡したとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 馬への虐待行為を行った者、迷惑行為を行った者等については会員登録を抹消することができるものとする。

(会員の権利及び義務)

第9条 会員の権利及び義務については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) フレンズ会員、RFC会員は会員を対象とするイベントへの参加資格を有する。
- (2) 会員はボランティアスタッフとして法人のイベント等の一部に参加できる。
- (3) 会員は本会則を遵守するものとする。
- (4) 会員は登録内容に変更がある場合は速やかに本法人へ連絡するものとする。
- (5) 会員は引退競走馬の預託施設訪問に際しては、施設管理者の指示に従い、節度ある行動をするものとする。

(賠償責任)

第10条 当法人の預託施設内で会員及び同伴者に生じた事故については、当法人及び預託施設は賠償責任を負わないものとする。預託施設内におけるその他の事故については各施設の加入する保険があればその適用範囲内で治療費が支払われるものとする。

2 会員が預託施設等に与えた損害について、当法人は賠償責任を負わないものとする。

附 則

本会則は令和4年7月1日から実施する。

令和6年12月25日改定